								び賃借料並びに備品購入費	
	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに 264,000 円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1／2		保育士養成施設に対する就職促進支援事業	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに 260,000 円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1／2
	保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額　別紙のとおり	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	2／3		保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額　82,000 円	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使用料、賃借料	2／3
	保育人材等就職・交流支援事業	1．保育人材等就職支援事業 1市町村当たり　11,667,000 円 ※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり　4,000,000 円	保育人材等就職・交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、	1／2		保育人材等就職支援事業	1市町村当たり　10,944,000 円 ※平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり　4,000,000 円	保育人材等就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用	1／2

		２．保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 （１）保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 １人１日当たり　7,000 円 ②調整費　１人当たり　4,000 円 ２．指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費　１人当たり　10,000 円 ②調整費　１人当たり　4,000 円	需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	３／４
		３．保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額		１／２
	保育体制強化事業	１．保育支援者の配置 １か所当たり月額　100,000 円 ２．園外活動の見守り等 ①保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合、１に下記の額を加算 １か所当たり月額　50,000 円 ②キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 １か所当たり月額　50,000 円 ※①、②は１か所につき一方のみ	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	３の（７）の①の場合 １／２ ３の（７）の②の場合 ２／３
	保育補助者雇上強化事業	１．利用定員が 121 人未満の施設の場合 １か所当たり年額　2,264,000 円 ２．利用定員が 121 人以上の施設の場合 １か所当たり年額　4,528,000 円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	３の（８）の②の場合 ３／４ ３の（８）の③の場合 ６／７
	若手保育士や保育事業	１．若手保育士への巡回支援 １自治体当たり　4,064,000 円	若手保育士や保育事業者等	１／２

			費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
	保育体制強化事業	１か所当たり月額　100,000 円	保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	３の（７）の①の場合 １／２ ３の（７）の②の場合 ２／３
	保育補助者雇上強化事業	１．定員が 121 人未満の施設の場合 １か所当たり年額　2,258,000 円 ２．定員が 121 人以上の施設の場合 １か所当たり年額　4,516,000 円	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	３の（８）の②の場合 ３／４ ３の（８）の③の場合 ６／７
	若手保育士や保育事業	１．若手保育士への巡回支援 １自治体当たり　4,064,000 円	若手保育士や保育事業者等	１／２

	者等への巡回支援事業	2．保育事業者への巡回支援 1自治体当たり　4,064,000円 3．放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり　4,064,000円	への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費			者等への巡回支援事業	2．保育事業者への巡回支援 1自治体当たり　4,064,000円 3．放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり　4,064,000円	への巡回支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費	
	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）		保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業	1．保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり　6,790円 ②調整費　1人当たり　4,000円 2．指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費　1人当たり　10,000円 ②調整費　1人当たり　4,000円	保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び備品購入費	3／4
	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）		保育所等における業務	厚生労働大臣が別に定める額	保育所等における業務集約	1／2

						集約化推進事業		化推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、会議費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
	潜在保育士再就職支援事業	１施設当たり　100,000 円	潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	１／２		潜在保育士再就職支援事業	１施設当たり　100,000 円	潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	１／２
	保育士修学	以下に掲げる額に９／１０を乗じて得た額	保育士修学資	１０／１０		（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

	資金貸付等事業	1　保育士修学資金貸付 （1）基本額 1人当たり月額　50,000円以内 （2）加算額 ・入学準備金（貸付初回時） 1人当たり　200,000円以内 ・就職準備金（卒業時） 1人当たり　200,000円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 2　保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額　2,953,000円以内 （加算分） 1か所当たり年額　2,215,000円以内 3　未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2 ただし、上限　月額27,000円 4　就職準備金貸付 1人当たり　200,000円以内 （加算分）1人当たり　200,000円以内 5　未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するために要した経費の1／2 ※　ただし、年額123,000円以内 6　事務費 ・1事業当たり　4,275,000円以内 ・保育士修学資金貸付において生活費加算	金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	（注2）					

		を行う場合 １事業当たり　5,775,000 円以内		
	保育所等改修費等支援事業	（１）賃貸物件による保育所等改修費等 ①平成 28 年４月７日雇児発 0407 第２号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下 １施設当たり　20,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下 １施設当たり　32,000,000 円 利用（増加）定員 60 名以上 １施設当たり　60,000,000 円 （イ）老朽化対応の場合 １施設当たり　32,000,000 円 分園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下 １施設当たり　14,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上 １施設当たり　21,000,000 円 （イ）老朽化対応の場合 １施設当たり　21,000,000 円 ②平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員 19 名以下 １施設当たり　23,000,000 円 利用（増加）定員 20 名以上 59 名以下	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金	賃貸物件による保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 ２／３ （注１） ８／９ 家庭的保育改修費等の場合 １／２ （注１） ２／３

	保育所等改修費等支援事業	（１）賃貸物件による保育所改修費等 ①平成 28 年４月７日雇児発 0407 第２号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 １施設当たり　32,000,000 円 分園の場合 １施設当たり　21,000,000 円 ②平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 １施設当たり　35,000,000 円	保育所等改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金	賃貸物件による保育所改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 ２／３ （注） ８／９ 家庭的保育改修費等の場合 １／２ （注） ２／３

		1施設当たり　35,000,000円 利用（増加）定員60名以上 1施設当たり　63,000,000円 分園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員19名以下 1施設当たり　17,000,000円 利用（増加）定員20名以上 1施設当たり　24,000,000円 ③上記①、②以外の場合 本園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員19名以下 1施設当たり　15,000,000円 利用（増加）定員20名以上59名以下 1施設当たり　27,000,000円 利用（増加）定員60名以上 1施設当たり　55,000,000円 （イ）老朽化対応の場合 1施設当たり　27,000,000円 分園の場合 （ア）新設又は定員拡大の場合 利用（増加）定員19名以下 1施設当たり　9,000,000円 利用（増加）定員20名以上 1施設当たり　16,000,000円 （イ）老朽化対応の場合 1施設当たり　16,000,000円 （２）小規模保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1事業所当たり　32,000,000円					分園の場合 1施設当たり　24,000,000円 ③上記①、②以外の場合 本園の場合 1施設当たり　27,000,000円 分園の場合 1施設当たり　16,000,000円 （２）小規模保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1事業所当たり　32,000,000円		

		②平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 １事業所当たり　35,000,000 円 ③上記①、②以外の場合 １事業所当たり　22,000,000 円 （３）認可化移行改修費等 ①平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 １施設当たり　35,000,000 円 ※賃借料のみの場合 １施設当たり　10,000,000 円 ②上記以外の場合 １施設当たり　32,000,000 円 ※賃借料のみの場合 １施設当たり　10,000,000 円 （４）家庭的保育改修費等 ①平成 28 年４月７日雇児発 0407 第２号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 １か所当たり　32,000,000 円 保育所以外で行う場合 １か所当たり　2,400,000 円 ②平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策につ					②平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 １事業所当たり　35,000,000 円 ③上記①、②以外の場合 １事業所当たり　22,000,000 円 （３）認可化移行改修費等 ①平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 １施設当たり　35,000,000 円 ※賃借料のみの場合 １施設当たり　10,000,000 円 ②上記以外の場合 １施設当たり　32,000,000 円 ※賃借料のみの場合 １施設当たり　10,000,000 円 （４）家庭的保育改修費等 ①平成 28 年４月７日雇児発 0407 第２号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 １か所当たり　32,000,000 円 保育所以外で行う場合 １か所当たり　2,400,000 円 ②平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策につ		

		いて」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1か所当たり　35,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり　2,400,000円 ③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1か所当たり　22,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり　2,400,000円 （5）幼稚園における長時間預かり保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり　32,000,000円 ②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり　35,000,000円 ③上記①、②以外の場合 1施設当たり　22,000,000円					いて」に基づいて実施される事業として行う場合 保育所で行う場合 1か所当たり　35,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり　2,400,000円 ③上記①、②以外の場合 保育所で行う場合 1か所当たり　22,000,000円 保育所以外で行う場合 1か所当たり　2,400,000円 （5）幼稚園における長時間預かり保育改修費等 ①平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり　32,000,000円 ②平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 1施設当たり　35,000,000円 ③上記①、②以外の場合 1施設当たり　22,000,000円		
	認可外保育施設改修費等支援事業	（1）改修費等支援事業 1施設当たり　32,000,000円 ※賃借料のみの場合 1施設当たり　10,000,000円 （2）移転費等支援事業 ・移転費 1施設当たり　1,200,000円 ・仮設設置費	認可外保育施設改修費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本	2／3		（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

		１施設当たり　3,800,000 円	費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費	
	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
	都市部における保育所等への賃借料等支援事業	（１）都市部における保育所等への賃借料支援事業 ①　平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 １施設当たり年額　12,000,000 円 ②　上記①以外の場合 １施設当たり年額　22,000,000 円 （２）保育所設置促進事業 １か所当たり　21,200,000 円	都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な賃借料（（２）の事業については敷金を除く。）	（１） １０／１０ （２） ２／３
	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業	４．認可化移行移転費等支援事業 （１）移転費 １施設当たり　1,200,000 円 （２）仮設設置費 １施設当たり　3,800,000 円	認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費	１／２

	保育所設置促進事業	１か所当たり　21,200,000 円	保育所設置促進事業に必要な賃借料（敷金を除く。）	２／３
	都市部における保育所等への賃借料支援事業	（１）平成 31 年３月 29 日子保発 0329 第１号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 １施設当たり年額　12,000,000 円 （２）上記（１）以外の場合 １施設当たり年額　22,000,000 円	都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な賃借料	１０／１０
	認可化移行移転費等支援事業	１．移転費 １施設当たり　1,200,000 円 ２．仮設設置費 １施設当たり　3,800,000 円	認可化移行移転費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数	１／２

			（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金					料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
	民有地マッチング事業	３．コーディネーター配置支援 １か所当たり年額　4,400,000円	民有地マッチング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	１／２		（新規）	（新規）	（新規）	（新規）
	保育利用支援事業	１．代替保育利用支援 １人当たり　月額　20,000円 ２．予約制導入に係る体制整備 １か所当たり　年額　2,406,000円	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告	１／２		保育利用支援事業	１．代替保育利用支援 １人当たり　月額　21,000円 ２．予約制導入に係る体制整備 １か所当たり　年額　2,406,000円	保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告	１／２

			料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
	３歳児受入れ等連携支援事業	１．３歳児受入れ連携支援事業 １か所当たり　年額　4,549,000 円	３歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
	医療的ケア児保育支援モデル事業	１．基本分単価 （１）看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 １自治体当たり　年額　7,915,000 円 （２）看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 １自治体当たり　年額　7,365,000 円 ２．加算分単価 （１）医療的ケア児保育支援者配置加算 １自治体当たり　年額 2,100,000 円 （２）ガイドライン策定加算 １自治体当たり　年額　550,000 円	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費（通信運搬費)、委託料、	２／３

			料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
	３歳児受入れ等連携支援事業	１．３歳児受入れ連携支援事業 １か所当たり　年額　4,549,000 円	３歳児受入れ等連携支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
	医療的ケア児保育支援モデル事業	１．基本分単価 （１）看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 １自治体当たり　年額　7,447,000 円 （２）看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 １自治体当たり　年額　6,898,000 円 ２．加算分単価 （１）医療的ケア児保育支援者配置加算 １自治体当たり　年額　2,037,000 円 （２）ガイドライン策定加算 １自治体当たり　年額　543,000 円	医療的ケア児保育支援モデル事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費（通信運搬費)、委託料、	２／３

			使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金					使用料及び賃借料、備品購入費	
	家庭支援推進保育事業	１か所当たり　3,846,000 円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２		家庭支援推進保育事業	１か所当たり　3,839,000 円	家庭支援推進保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	１／２
	保育所等における要支援児童等対応推進事業	１か所当たり年額　4,567,000 円	保育所等における要支援児童等対応推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金	２／３		（新規）	（新規）	（新規）	（新規）

	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	１市町村当たり年額　354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	３の（25）の②の場合 １／３ ３の（25）の③の場合 １／２
	保育環境改善等事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）	（１）基本改善事業 １事業当たり　7,200,000 円 （２）環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 １事業当たり　1,029,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金	３の（26）の①のイの場合 １／３ ３の（26）の①のウの場合 １／２
	保育環境改善等事業（安全対策	（２）環境改善事業 安全対策事業 １施設当たり　500,000 円以内	保育環境改善等事業を実施するために必	２／３

	認可外保育施設の衛生・安全対策事業	１市町村当たり年額　354,000 円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	３の（25）の②の場合 １／３ ３の（25）の③の場合 １／２
	保育環境改善等事業（安全対策事業、緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。）	（１）基本改善事業 １事業当たり　7,200,000 円 （２）環境改善事業 障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策事業、病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業 １事業当たり　1,029,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金	３の（26）の①のイの場合 １／３ ３の（26）の①のウの場合 １／２
	保育環境改善等事業（安全対策	（２）環境改善事業 安全対策事業 １施設当たり　500,000 円以内	保育環境改善等事業を実施するために必	２／３

	事業）		要な機器等の購入費、リース料、導入費用	
	保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）	（２）環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 １施設当たり　32,000,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金	１／２
	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	１．保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費　１回当たり　302,000 円 ２．保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員１人当たり 年額　4,062,000 円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修	２／３

	事業）		要な機器等の購入費、リース料、導入費用	
	保育環境改善等事業（緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業）	（２）環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 １施設当たり　32,000,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）、備品購入費、負担金、補助及び交付金	１／２
	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	１．保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費　１回当たり　302,000 円 ２．保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員１人当たり 年額　4,062,000 円	保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修	２／３

			繕料)、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	
	保育施設・事業の届出促進事業	１市町村当たり年額　　40,000,000 円	保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費（保守料、通信運搬費、広告料、手数料)、使用料、賃借料	６／７
	新たな待機児童対策提案型事業	１自治体当たり年額　10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要	１０／１０

			繕料)、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費	
	保育施設・事業の届出促進事業	１市町村当たり年額　　40,000,000 円	保育施設・事業の届出促進事業を実施するために必要なシステム開発費、システム構築費、システム改修費、設備購入費、リース料、工事費、通信費、備品購入費、賃金、謝金、旅費、委託費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費（保守料、通信運搬費、広告料、手数料)、使用料、賃借料	６／７
	新たな待機児童対策提案型事業	１自治体当たり年額　10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合	新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要	１０／１０

		１事業当たり年額　10,000,000 円	な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	

（注１）「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であり、改修する年度の４月１日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量 90 人以上の市町村に限る。）が行う、以下の（１）及び（２）の要件をすべて満たす改修については、補助率を 2／3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては 8／9）とする。

（１）　保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。

（２）　原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の４月１日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「０歳児」、「１，２歳児」及び「３歳以上児」の３区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

（注２）間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県等が総事業費の１／１０を補助する場合に限る。

		１事業当たり年額　10,000,000 円	な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	

（注）「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が 1.0 未満の市町村又は財政力指数が 1.0 以上であり、改修する年度の４月１日現在の待機児童数が 10 人以上、かつ当該年度の保育拡大量 90 人以上の市町村に限る。）が行う、以下の（１）及び（２）の要件をすべて満たす改修については、補助率を 2／3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては 8／9）とする。

（１）　保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。

（２）　原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の４月１日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「０歳児」、「１，２歳児」及び「３歳以上児」の３区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

「認可保育所等設置支援事業の実施について」新旧対照表

改正案	現行
雇児発0331第30号 平成29年3月31日 第一次改正　子発０４２４第１号 平成30年4月24日 第二次改正　子発0329第18号 平成31年3月29日 第三次改正　子発１１２８第１号 令和元年11月28日 第四次改正　子発0207第１号 令和２年２月７日 第五次改正　子発****第**号 令和**年**月**日	雇児発0331第30号 平成29年3月31日 第一次改正　子発０４２４第１号 平成30年4月24日 第二次改正　子発0329第18号 平成31年3月29日 第三次改正　子発１１２８第１号 令和元年11月28日 第四次改正　子発0207第１号 令和２年２月７日
都道府県知事 各　指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各　指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 （公　印　省　略）	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 （公　印　省　略）
認可保育所等設置支援事業の実施について	認可保育所等設置支援事業の実施について
地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成29年４月１日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年７月４日雇児発0704第７号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年７月４日雇児発0704第８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年４月13日雇児発0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年４月13日雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年４月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年４月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年３月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。	地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成29年４月１日から適用することとしたので通知する。 ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年７月４日雇児発0704第７号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年７月４日雇児発0704第８号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年４月13日雇児発0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年４月13日雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年４月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年４月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年３月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。
記	記
１　事業の種類 本通知による事業は以下の事業とする。	１　事業の種類 本通知による事業は以下の事業とする。

資料２

（１）保育所等改修費等支援事業 （２）都市部における保育所等への賃借料等支援事業 （３）認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 （４）民有地マッチング事業 （５）保育環境改善等事業 ２　事業の実施 １の各事業の実施及び運営に関しては、それぞれ以下の実施要綱によること。 （１）保育所等改修費等支援事業実施要綱（別添１） （２）都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱（別添２） （３）認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱（別添３） （４）民有地マッチング事業実施要綱（別添４） （５）保育環境改善等事業実施要綱（別添５） 別添１　略 （削除）	（１）保育所等改修費等支援事業 （２）保育所設置促進事業 （３）都市部における保育所等への賃借料支援事業 （４）認可化移行調査・助言指導事業 （５）認可化移行移転費等支援事業 （６）民有地マッチング事業 （７）保育環境改善等事業 ２　事業の実施 １の各事業の実施及び運営に関しては、それぞれ以下の実施要綱によること。 （１）保育所等改修費等支援事業実施要綱（別添１） （２）保育所設置促進事業実施要綱（別添２） （３）都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱（別添３） （４）認可化移行調査・助言指導事業実施要綱（別添４） （５）認可化移行移転費等支援事業実施要綱（別添５） （６）民有地マッチング事業実施要綱（別添６） （７）保育環境改善等事業実施要綱（別添７） 別添１　略 別添２ 保育所設置促進事業実施要綱 １～６　略
別添２ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱 １　事業の目的 賃貸物件において保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成28 年内閣府告示第119 号。）第１条第51項に規定する賃借料加算（以下「賃借料加算」という。）の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資するとともに、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。 ２　実施主体	別添３ 都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱 １　事業の目的 賃貸物件において保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成28 年内閣府告示第119 号。）第１条第51項に規定する賃借料加算（以下「賃借料加算」という。）の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資することを目的とする。 ２　実施主体

（１）３の（１） 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。 ただし、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年４月７日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 （２）３の（２） 市町村が認めた者とする。 ３　事業の内容 （１）都市部における保育所等への賃借料支援事業 ①　認定こども園 略 ②　認定こども園以外の施設 略 （２）保育所設置促進事業 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置に当たり、新たに土地を借り上げるために必要な賃借料（敷金を除き、礼金を含む。）を補助する。（ただし、保育所又は幼保連携型認定こども園の施設整備を行う場合に限る。） ４　対象事業者 （１）都市部における保育所等への賃借料支援事業 以下に掲げる施設又は事業の建物借料が賃借料加算の額の３倍を超える施設又は事業を行う者 ・保育所 ・認定こども園 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 なお、以下①及び②を満たす市町村に所在する施設又は事業を行う者については、「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」（平成31年３月29日子保発0329第１号）に基づき、当該年度中に開設するものにつき１回限りで、施設又は事業の建物借料が賃借料加算の額の２倍を超える場合も補助対象とする。 ①　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第14条第４項に定める都道府県が組織する協議会（以下、「待機児童対策協議会」という。）に参加し、かつ、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第８条（平成30年内閣府令第21号）に該当する市町村（以下、「特定市町村」という。）であること。 ②　当該特定市町村が参加する待機児童対策協議会において、保育の受け皿整備の推進に関する協議事項のＫＰＩを設定し、かつ当該ＫＰＩの達成状況について、ホームページで公表するなど、「見える化」していること。 （２）保育所設置促進事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条に規定する保育所又は幼保連携型認定こども園を経営する者。ただし、地方公共団体が設置する場合及び保育所等整備交付金により施設整備を行う場合を除く。 ５　対象事業の制限	実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。 ただし、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年４月７日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 ３　事業の内容 （１）認定こども園 略 （２）認定こども園以外の施設 略 ４　対象事業者 以下に掲げる施設又は事業の建物借料が賃借料加算の額の３倍を超える施設又は事業を行う者 ・保育所 ・認定こども園 ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 なお、以下①及び②を満たす市町村に所在する施設又は事業を行う者については、「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」（平成31年３月29日子保発0329第１号）に基づき、当該年度中に開設するものにつき１回限りで、施設又は事業の建物借料が賃借料加算の額の２倍を超える場合も補助対象とする。 ①　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第14条第４項に定める都道府県が組織する協議会（以下、「待機児童対策協議会」という。）に参加し、かつ、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第８条（平成30年内閣府令第21号）に該当する市町村（以下、「特定市町村」という。）であること。 ②　当該特定市町村が参加する待機児童対策協議会において、保育の受け皿整備の推進に関する協議事項のＫＰＩを設定し、かつ当該ＫＰＩの達成状況について、ホームページで公表するなど、「見える化」していること。 ５　対象事業の制限

（１）国が別途定める国庫負担金（３の（１）の事業については、子どものための教育・保育給付費国庫負担金除く。）、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならない。 （２）３の（１）の事業については、賃借料加算の対象とならない場合、本事業の対象とならない。 （３）３の（１）①の利用定員数は毎年４月１日時点の利用定員数を用いること。 ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定員数を用いること。 （４）３の（２）の事業による賃借料の補助は、１の施設につき１回限りとする。 （５）３の（２）の事業については、原則、当該年度中又は翌年度４月１日に開所する施設を対象とする。 （６）３の（２）の事業は、工事契約日以降にかかる土地借料を対象とする。 ６　費用 略	（１）国が別途定める国庫負担金（子どものための教育・保育給付費国庫負担金除く。）、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象とならない。 （２）賃借料加算の対象とならない場合は、本事業の対象とならない。 （３）３の（１）の利用定員数は毎年４月１日時点の利用定員数を用いること。 ただし、年度途中で開所する場合は開所日における利用定員数を用いること。 ６　費用 略
別添３ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業実施要綱 １　事業の目的 略 ２　実施主体 ３の（１）から（３） 都道府県又は市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。 なお、都道府県又は市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。 ３の（４） 市町村又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。 ３　事業の内容 本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる次の（１）から（４）に掲げる経費について支援するものである。 （１）　略 （２）　略 （３）　略 （４）認可化移行移転費等支援事業 立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。）第22条に規定する家庭的保育事業に係る設備に関する基準、同基準第28条、第32	別添４ 認可化移行調査・助言指導事業実施要綱 １　事業の目的 略 ２　事業の内容 本事業は、認可外保育施設が保育所等への移行を目指すに当たって必要となる次の（１）から（３）に掲げる経費について支援するものである。 （１）認可化移行可能性調査支援事業 保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助するもの。 （２）認可化移行助言指導支援事業 保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助するもの。 （３）指導監督基準遵守助言指導支援事業 指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言・指導を行うための費用の一部を補助するもの。

条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たすことができない認可外保育施設の移転等（移転費、仮設設置費）に必要な費用の一部を補助するもの。 （２へ移行）	
	３　実施主体 実施主体は、都道府県又は市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。 なお、都道府県又は市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。
４　実施要件 （１）　略 （２）　略 （３）　略 （４）認可化移行移転費等支援事業 ①　保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、３の（１）の認可化移行可能性調査支援事業の実施等により、移行のために移転等が必要であると市町村が認めた者であること。 ②　移転先については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条に規定する保育所及び認定こども園に係る設備に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第22条に規定する家庭的保育事業に係る設備に関する基準、同基準第28条、第32条、第33条に規定する小規模保育事業に係る設備に関する基準又は同基準第43条に規定する事業所内保育事業に係る設備に関する基準を満たしている又は満たすことが可能な場所であること。 ③　実施に当たっては、保育所等への移行に係る計画により、移行予定を確認すること。	４　実施要件 （１）認可化移行可能性調査支援事業 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であること。 なお、移行するための計画書（子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱の別表に定める地方単独保育施設加算の適用を受けない地方単独保育施設及び地方単独保育施設以外の施設については、５年を上限とする期間の計画書）を作成し、計画の期間内に保育所等に移行するものとする。 （２）認可化移行助言指導支援事業 保育所等への移行を目指す認可外保育施設であって、「認可化移行可能性調査支援事業」の実施等により、移行のための計画書を策定すること。 （３）指導監督基準遵守助言指導支援事業 指導監督基準を満たさない認可外保育施設であること。 また、本事業の実施により指導監督基準を満たした後、（１）や（２）の事業による支援により、保育所等への移行を目指すこと。
５　費用 略	５　費用 略
（削除）	別添５ 認可化移行移転費等支援事業実施要綱 １～６　略